

知っ得！身近な消費生活相談20

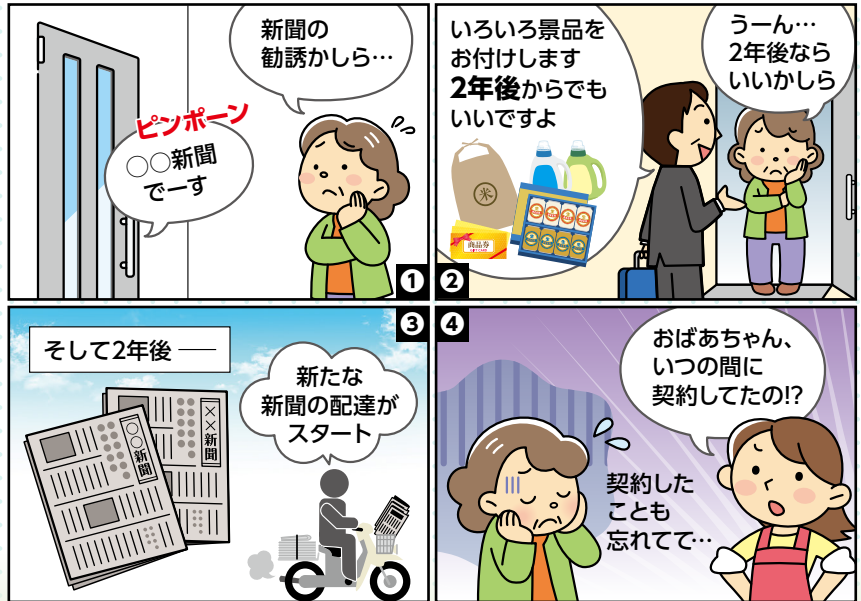
< 数年先の新聞契約を結んでしまった！の巻 >



訪問販売で高齢の親が数年先の契約をしていたが解約したい、という相談があります。

ワンポイントアドバイス

- 訪問販売ではすぐに契約せず、家族と相談しましょう
- クーリング・オフ期間(契約書面を受け取ってから8日間以内)を過ぎてても、解約できる場合があります。まずは消費生活センターにご相談ください



安城市消費生活センターでは、「消費生活」にまつわる様々な相談をお受けします

一人で悩まず、まずはお電話を！安城市消費生活センター(☎<76>7749)

(月)火(木)金午前9時30分～午後4時(受付は午後3時30分まで) ※祝・年末年始を除く。

※同センター閉所時は**消費者ホットライン(☎188)**へ。開所している相談窓口につながります。

防犯用具購入費補助金がスタート!

☎市民安全課(☎<71>2219)

自家用の防犯用具購入費の一部を補助します。
住宅対象侵入盗及び自動車盗の対策を図りましょう。

- 対象 申請日において市内在住の個人
- 内容 補助対象となる防犯用具→10月1日以降に購入・設置した新品の防犯用具(以下に例示)

区分	主な品目
住宅	門灯、屋外用センサーライト、カメラ付きインターホン、防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子
自動車	ハンドルロックバー、タイヤロック、シフトロック、ブレーキペダルロック、警報装置

※補助対象外となる品目もありますので、詳細は事前に問い合わせてください。

補助対象外の例→防犯カメラの購入・設置、護身用具、ホームセキュリティー等のサービス契約、門扉・フェンス等防犯対策以外の目的を有するもの等

- 補助額 防犯用具購入・設置費用(税込)の半額(上限1万6000円(1000円未満切捨て))
※複数品の合算可。
※ポイント・割引等の使用分を差し引いた金額。
※申請は1世帯1回限り。

●必要書類

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②領収証等
※購入者(申請者又は世帯員)の氏名、購入金額(購入品それぞれの金額と数量がわかるもの)、購入日、購入品名(規格・品番等)、購入店舗名を確認できる書類。
- ③カタログ等購入したものが防犯用具であることを確認できるもの
- ④自動車検査証の写し(自動車用の防犯用具購入の場合のみ)
- ⑤補助金交付請求書(申請者名義の口座番号が必要)

●申請の流れ

- ①補助対象の防犯用具の購入
- ②必要書類等を持参か郵送(必着)で市民安全課(〒446-8501住所不要)へ
- ③補助金の交付

●申請期限 来年3月31日(日)

- ※詳細は市HPを確認してください。

